

Title	三田哲学会規約 奥付
Sub Title	
Author	
Publisher	三田哲學會
Publication year	1953
Jtitle	哲學 No.29 (1953. 3)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000029-0271

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田哲学会規約

- 第一条 本会ハ三田哲学会ト称シ慶應義塾大学文学部哲学科關係者及ビ本会ノ趣旨ニ贊同セル者ヲ以テ組織ス
- 第二条 本会ノ目的ハ廣義ノ哲学思想ノ研究普及ヲ計ルニアリ此目的ヲ達成センガタメニ左ノ事業ヲ行フ
- 一、毎月一回研究会ヲ開ク
 - 二、春秋二回機関誌「哲学」ヲ発行ス
 - 三、哲学ニ関スル著書翻訳ノ出版ヲナス
- 第三条 前条ノ事業ヲ經營センガタメニ左ノ機関ヲ設ク
- 一、委員会
- (イ) 委員会ハ慶應義塾大学文学部哲学科教員及ビ其ノ推薦ニ力、ル者ヲ以テ組織ス
- (ロ) 委員会ハ委員長、会計監督、編輯委員ヲ互選シ且ツ事務委員ヲ會員中ヨリ選任スルモノトス
- 第四条 本会ノ事務所ハ慶應義塾大学文学部哲学科研究室内ニ置ク
- 第五条 本会ノ趣意ニ賛同スル者ハ何人ト雖モ會員タルコトヲ得
- 第六条 普通會員ハ年額金百円ヲ負担スルモノトス
- 第七条 本會員ハ研究会ニ出席シ得ルハ勿論機関誌「哲学」ノ実費ニヨル配布ヲ受クベキモノトス
- 第八条 本会規約ノ改変及ビ其他重要事項ハスベテ委員会ノ決議ニ依ルモノトス

昭和二十八年三月二十五日印刷 定価金三〇〇円
昭和二十八年三月三十一日發行 書留送料七〇円

東京都港区芝三田二二丁目慶應義塾大学内

編輯者 三田哲学会

右代表者

哲学 第二十九輯 橋本孝

東京都新宿区狸町七

印刷者 大日本印刷株式会社

右代表者

有田政之

東京都港区三田慶應義塾内

編輯所 三田哲学会